

芦屋市第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画

5 障がい児支援の提供体制の整備等

【第 1 期障害児福祉計画の進捗状況】

第 1 期障害児福祉計画の目標値は、児童発達支援センターの整備及び保育所等訪問支援の体制の構築については、平成 30 年度末に整備済みとなっています。保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場については、令和 2 年 10 月時点で未設置となっていますので、令和 2 年度中に設置できるよう取り組んでいきます。

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については、阪神南障がい保健福祉圏域を中心にサービスを受けることができる体制を構築しています。

兵庫県が活動指標として示していました、「平成 30 年度末までに教育と福祉の協議の場の設置」及び「令和 2 年度末までに、障がいのある児童の相談窓口の設置」については、いずれも目標年度までに設置済みとなっています。

【国が示す成果目標】

- ・令和 5 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所以上設置することを基本とする
- ・令和 5 年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする
- ・令和 5 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 箇所以上確保することを基本とする（市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない）
- ・令和 5 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする

【第 2 期障がい児福祉計画の目標値】

国が示す成果目標を踏まえ、速やかに保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置に取り組みます。また、令和 5 年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築については、すでに整備済みとなっていますので目標値は設定しませんが、実施状況については検証していきます。

なお、「主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を 1

か所以上確保すること」については、本市の限られた市域のなかに、すべての福祉資源を確保することが難しいため、引き続き阪神南障がい保健福祉圏域を中心に他市との連携強化を図っていきます。

項目	数 値	考え方
児童発達支援センターの検証	整備済み	すでに整備済みであるが、実施状況について検証していく
保育所等訪問支援の体制の構築	整備済み	すでに整備済みであるが、実施状況について検証していく
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所（居宅訪問型を含む）及び放課後等デイサービス事業所の確保	—	阪神南障がい保健福祉圏域を中心に他市との連携強化を図り、サービスを受けることができる体制を構築
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場（医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場）	設置	令和3年度末までに協議の場を設定
医療的ケア児等に関するコーディネーターの設置	設置	令和5年度末までに設置